

# 第25回 国債トップリテナー会議

---

## 資料

(個人向け国債プラスの販売開始に向けた準備状況について)

令和8年6月8日(月)  
財務省理財局

# 個人向け国債プラスの概要

- 個人向け国債の販売対象については、これまで個人に限定していたが、国債の安定保有層の拡大を図る観点から、**一部の法人等**（非営利法人、非上場法人等）**にも拡大**。
- **令和8年12月募集分（令和9年1月発行分）**から販売対象を拡大する予定。それに伴い、商品名を「個人向け国債」から「**個人向け国債プラス**」に変更。
- **商品のラインナップ**及び**基本的な商品性等**に変更なし。

## ■商品ラインナップ及び各商品性等

ラインナップ	変動10	固定5	固定3
償還期限	10年	5年	3年
発行頻度	毎月		
購入単位／購入限度額	最低1万円から1万円単位 / 上限なし		
販売価格	額面金額100円につき100円		
販売対象者	個人及び一部の法人等(非営利法人、非上場法人等)		
金利タイプ	変動金利 (6カ月毎に変動)	固定金利	
金利設定方法 (基準金利)	基準金利×0.66 (直近の10年債入札の平均落札利回り)	基準金利-0.05% (期間5年の利付国債の想定利回り)	基準金利-0.03% (期間3年の利付国債の想定利回り)
金利の下限	0.05%		
中途換金	発行後1年経過すればいつでも国の買取による中途換金が可能 ※ 中途換金時に、直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685が差し引かれます		
償還金額	額面金額100円につき100円（中途換金時と同じ）		

# 個人向け国債プラスの販売対象となる法人等

- 個人向け国債プラスの販売対象となる法人等については、「**保有の安定性の確保**」や、「**商品設計の特殊性**（元本割れのリスクがない・発行から1年経過後は中途換金ができる・最低金利が保証されているなど）」等の観点から、高度な資金運用体制を備えていると考えられる金融機関や上場企業といった**金融商品取引法上の特定投資家を除いた、同法上の一般投資家**とする。

## 販売対象となる法人等（一般投資家）

### <主な例>

#### ■ 非営利法人

<具体例> 一般社団法人、一般財団法人、  
学校法人、医療法人、管理組合法人、  
社会福祉法人、特定非営利活動法人、  
宗教法人、税理士法人 など

#### ■ 非上場法人

<具体例> 非上場株式会社（資本金5億円未満）、  
合同会社、合資会社、合名会社

#### ■ その他

<具体例> マンション管理組合 など

## 販売対象外（特定投資家）

### ①国 ②日本銀行

### ③適格機関投資家（個人以外）

<具体例> 金融商品取引業者、投資法人、銀行、保険会社、  
信用金庫、労働金庫、農林中央金庫、短資会社、  
金融庁長官へ届出を行った信用協同組合、  
金融庁長官が指定する農業協同組合 など

### ④内閣府令で定める法人

<具体例> 特殊法人・独立行政法人、特定目的会社、  
資本金5億円以上と見込まれる株式会社、  
上場株式会社、外国法人 など

※ 金融商品取引法第2条で特定投資家として掲げられている者

# 個人向け国債プラスの主な制度設計

- 制度設計の考え方については、基本的に従前から変更なし。
- 昨年6月の国債トップリテラー会議で要検討としていた、主な論点である「**中途換金の特例**」、「**中途換金調整額の算出方法**」及び「**譲渡先の限定（譲渡制限）**」については、下記のとおり決定。
- 上記論点を含む主な制度設計については、財務省HPにQ&Aによる解説を掲載。

【制度設計に係る主な論点の考え方】

## 【中途換金の特例】

法人等が、発行後1年を経過していない個人向け国債プラスを中途換金できるケースは以下の2つ。

- ・法人等が解散した場合（個人が死亡した場合に相当）
- ・法人等が「災害救助法が適用された災害」により被害を受けた場合（個人と同様）

## 【中途換金調整額の算出方法】

現在と同様、「直前2回分の各利子（税引前）相当額に0.79685を掛けた金額」とする（個人・法人等ともに）。

## 【譲渡先の限定（譲渡制限）】

法人等が、保有する個人向け国債プラスを別の法人等や個人に譲渡することはできない。

個人が、保有する個人向け国債プラスを別の個人に譲渡することは現在と同様、可能。個人から法人等への譲渡はできない。

【「個人向け国債の法人等への販売対象拡大」に関するQ&A（財務省HPより抜粋）】  
[https://www.mof.go.jp/jqbs/individual/kojinmuke/plus/pdf/plus\\_kojin02.pdf](https://www.mof.go.jp/jqbs/individual/kojinmuke/plus/pdf/plus_kojin02.pdf)

## 「個人向け国債の法人等への販売対象拡大」に関する Q&A

本 Q&A は、令和 8 年 12 月募集分（令和 9 年 1 月発行分）（予定）より、個人向け国債の販売対象を「個人のみ」から「個人及び一部の法人等」に拡大することに伴って生じると考えられる疑問点についてお答えするものです。

基本的な商品性については、現在（販売対象拡大前）の「個人向け国債」から変更はありませんので、「個人向け国債」に関するその他の疑問点につきましては、下記リンク先をご参照ください。

[個人向け国債についてのよくある質問：財務省](#)

### 商品名について

[Q1. 現在の「個人向け国債」という商品名は変わるのですか？また、いつから変わりますか？](#)

### 販売対象の法人等について

[Q2. 「個人向け国債プラス」の販売対象となる「一部の法人等」とは、具体的にどのような法人等ですか？](#)

[Q3. 「個人向け国債プラス」の販売対象に「法人等」を加える趣旨は何ですか？](#)

[Q4. 「法人等」は、いつから「個人向け国債プラス」を購入できますか？](#)